

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

活力ある・明るく住みよい豊かなまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

青森県、五所川原市

3 地域再生計画の区域

五所川原市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

五所川原市は、青森県の西部に位置し、旧市町村を単位とする五所川原地域、金木地域及び市浦地域の3地域で構成され、総面積は404.18km²で青森県全体の4.2%を占める。五所川原地域及び金木地域は、津軽平野のほぼ中央に位置し、東側の標高約400～600m級の山々が連なる津軽山地の稜線部から西側へ向かい、市域中央部付近の平野部に至るまで山地、丘陵地と続き、さらに本市の西側を南北に貫流する岩木川まで平野部が続いている。また、市浦地域は、北側から東側にかけて大部分が山地で、西側は日本海に面し、南側は十三湖を擁した自然豊かな地域である。

また、本市は、津軽三味線発祥の地であり、作家太宰治の生家「斜陽館」（国指定重要文化財）、中世安藤氏の十三湊遺跡群等の歴史文化資源に恵まれているほか、日本さくら名所百選に選ばれた芦野公園、平成8年、市内有志により約1世紀振りに復活し平成10年から夏まつりで運行されている高さ約23mの「五所川原立佞武多」は、全国にその名が浸透してきており、平成16年4月に開館した「立佞武多の館」は、中心市街地における観光の拠点となっている。

五所川原市の総人口は、平成27年（2015年）に55,181人となっており、昭和35年（1960年）の70,222人をピークに減少が続いている。また、平均寿命の伸びや若年層の流出により、高齢化率は年々上昇しており、平成27年（2015年）の65歳以上の人口割合は31.7%に達しており、農村、漁村部の金木地域や市浦地域はさらにその割合が高くなっている。

本地域は、米、野菜、りんごを主体とする農業と、十三湖のヤマトシジミを主体とする水産業を中心とした第一次産業を基幹産業として発展してきたが、農業・水産業を取り巻く厳しい状況や過疎化・高齢化の進行による担い手の減少等により、その衰退が懸念される状況にある。

また、農村部等の集落においては、商業施設や医療施設などの撤退や住民の高齢化の進行により、その維持が困難な状況にあることから、市の中心市街地と農村部等の集落のアクセスを確保することにより、住民が安心して暮らせる地域を維持することが求められている。

4-2 地域の課題

当地域には、平成17年に合併した旧三市町村を南北に結ぶ通称「こめ・米(マイ)ロード」と呼ばれる五所川原広域農道があり、営農時の通作や農産物の流通を担う基盤として地域農業の振興の中心的な役割を担ってきた。

一方、五所川原広域農道は、近年では、農業での利用のみならず、五所川原市役所から金木地域、市浦地域の総合支所を結ぶ連絡バス路線として利用されるなど旧三市町村を結ぶ生活道路としての役割や「斜陽館」や「津軽三味線会館」といった広域農道の建設後に開設された金木地域の観光拠点施設へと接続する際のアクセス道路としての役割も担っており、建設当初からの交通量の増加等により、交通渋滞や交通事故等が発生し、地域の主要産業である農業、観光の振興及び地域住民の安全・安心な生活の確保という点で支障が生じており、その整備が急務となっている。

また、広域農道と接続する市道においても、大型バスの通行など観光拠点へのアクセス道としての機能が不十分であることから、観光交流の活性化にあたっては、広域農道との一体的な整備が急務となっている。

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生整備推進交付金により、広域農道と市道を一体的に整備することで、農業、観光の拠点である金木地域や市浦地域と総合病院や大型商業施設などのインフラ拠点が位置する五所川原地域とを結ぶ道路ネットワークを構築することにより、農作物の加工・流通の迅速化・効率化による農業振興、主要な観光施設へのアクセス改善による観光交流の活性化及び生活環境の改善による安全・安心な住民生活の確保を目指すものである。

- (目標1) 新規青年就農者数の増加(累計)
110人(平成29年度) → 150人(平成35年度)
- (目標2) 米の輸出量の増加(つがるにしきた農協)
30ton(平成29年度) → 33ton(平成35年度)
- (目標3) 観光交流の活性化(宿泊者数の増加)
97,000人(平成29年度) → 107,000人(平成35年度)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

通称「こめ・米(マイ)ロード」と呼ばれる五所川原広域農道は、米、野菜等農産物の移送の要かつ観光拠点への主要なアクセス道を担っているものの、近年の交通量増加や車両の大型化などの影響により、路面沈下等の機能低下が進行し、効率的な農産物の輸送や観光地への移動の支障となっていることからその機能強化を図る必要がある。

加えて、冬季には、地域住民が中心市街地の病院等の生活拠点にアクセスする際

の主要な道路として利用されるものの、津軽地域特有の地吹雪に起因した視界不良により、通行規制などの交通障害や交通事故が多発していることから、安全・安心な住民生活の確保と定住促進のための安全施設の整備が急務となっている。

また、広域農道と接続し主要な観光施設へとつながる市道菅原4線においては、観光バス等の大型車両の走行に対応した道路構造とはなっていないことから、路面の沈下などの機能低下が著しく、今後、観光拠点へのアクセス改善による観光交流の更なる活性化を図るにはその整備が急務となっている。

そこで、地方創生道整備推進交付金により、五所川原広域農道及び接続する市道菅原4線を一体的に整備することにより、効率的な道路ネットワークを構築し、営農の利便性向上及び農産物等の物流効率化による地域産業の振興と医療機関等の生活拠点施設へのアクセス改善による地域住民の生活環境改善による定住の促進を図るとともに、五所川原地域の「立佞武多の館」、金木地域の「斜陽館」並びに「津軽三味線会館」及び市浦地域の「十三湖」などの主要な観光拠点を結ぶ観光ルートの形成による観光交流の活性化を図る。

さらには、併せて行うその他関連事業として、野菜、花きなどの生産拡大と加工、販売等流通体制の強化に資する複合経営・六次産業化支援事業に取り組むほか、新規就農対策としての担い手確保や農地中間管理事業を活用した担い手への農地の利用集積などの農業の競争力強化に取り組むとともに、観光産業の振興に向けては太宰治生誕110年誘客事業などに取り組むことにより、道の整備事業の政策効果をより高めることが期待できる。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続き等を完了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道 道路法に規定する市道に認定済。()内は認定年月日
市道菅原4線(昭和60年3月25日)
- ・広域農道の保全対策
五所川原広域農道

[施設の種類] [事業主体]

- ・市道 五所川原市
- ・広域農道 青森県

[事業区域]

- ・五所川原市

[事業期間]

- ・市道 平成31年度～平成34年度
- ・広域農道 平成31年度～平成35年度

[整備量及び事業費]

- ・市道0.8km、広域農道(保全対策) 2.8km

- ・ 総事業費 707,000 千円（うち交付金 353,500 千円）
 - 市道 82,000 千円（うち交付金 41,000 千円）
 - 広域農道 625,000 千円（うち交付金 312,500 千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(平成/年度)	基準年 (H29)	H31	H32	H33	H34	H35
指標 1 観光交流の活性化 斜陽館の入館者数	70,306 人	71,000 人	72,500 人	74,000 人	75,500 人	77,000 人
指標 2 地吹雪時のアクセス改善 市浦総合支所からつがる総合病院	60 分	60 分	60 分	56 分	53 分	50 分
指標 3 地域農業の振興 金木地域のトマト作付面積	13.47ha	13.59ha	13.65ha	13.71ha	13.77ha	13.83ha

毎年度終了後に五所川原市の職員が必要な走行実測調査等を行い、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

市道及び広域農道を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、農産物や加工品の流通改善等による農業の振興や観光拠点へのアクセス改善による観光交流の活性化といった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「活力ある・明るく住みよい豊かなまちづくり計画」を達成するため、平成 26 年度に策定した「五所川原市総合計画」に基づき、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 複合経営・六次産業化支援事業

内 容 農業における特徴の一つに稲作単一経営者が多くみられ、米価に左右される不安定な経営状態のため、これらを解消するために稲作単一経営から複合経営へと転換する農業者、及び新たに 6 次産業化に取り組む農業者等を支援して所得の向上を図る。

実施主体 五所川原市

実施期間 平成 31 年 4 月～平成 36 年 3 月

(2) 定住自立圏構想推進事業

内 容 人口減少、少子高齢化が進行する中で、自治体の枠組を越えて住民生活に必要な都市機能を持つ中心市とその近隣自治体で形成される定住自立圏において、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町の6市町により相互に連携・協力し、圏域全体の活性化を図る。

実施主体 五所川原市

実施期間 平成28年9月～平成33年3月

(3) 農地中間管理事業

内 容 農地中間管理機構（公益社団法人あおもり農林業支援センター）が、離農・規模縮小に係る農用地を借入れ、規模拡大する担い手や新規参入者へ貸し付けることにより、担い手への農地集積・集約化の促進を図る。

実施主体 五所川原市

実施期間 平成31年4月～平成36年3月

(4) 太宰治生誕110年誘客促進事業

内 容 平成31年度の「太宰治生誕110年」を誘客促進の好機と捉え、団体旅行から個人旅行へシフトする旅行形態にも対応した誘客活動を行い、当地域への賑わい創出と新たな太宰ファンの獲得を目指す。

実施主体 五所川原市

実施期間 平成30年4月～平成32年3月

6 計画期間

平成31年度～平成35年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

【検証方法】

本県で行っている基本計画のマネジメントサイクル（政策・施策の自己点検や外部有識者で構成する附属機関（総合計画審議会）での検証などを一体的に行うもの）の中で、各事業の取組やKPI、総合戦略の基本目標等の状況などについて点検・検証する。

時期：毎年3月～6月

【外部組織の参画者】

青森県総合計画審議会委員

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成 29 年度 (基準年度)	平成 33 年度 (中間年度)	平成 35 年度 (最終目標)
目標 1 新規青年就農者数の増加 (累計)	110 人	135 人	150 人
目標 2 米の輸出量増加(つがるにしきた農協)	30ton	31ton	33ton
目標 3 宿泊者数の増加	97,000 人	103,500 人	107,000 人

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
新規青年就農者数の増加 (累計)	五所川原市の毎年の公表データより
米の輸出量増加(つがるにしきた農協)	つがるにしきた農協の資料より確認
宿泊者数の増加	青森県観光入込客統計より

- ・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容
 1. 事業の進捗状況
 2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

青森県総合計画審議会は原則公開で行い、審議内容も県ホームページで公表する。また、点検・検証等の結果はアウトルックレポートとして取りまとめ、公表する。